

財団法人計算科学振興財団寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人計算科学振興財団という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を兵庫県神戸市中央区中山手通6丁目1番1号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、次世代スーパーコンピュータの活用を図るため、研究開発及び産業利用の推進並びに広く普及啓発を行うことにより、計算科学分野の振興と産業経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 次世代スーパーコンピュータを活用した研究開発及び産業利用促進のための利用支援
- (2) 次世代スーパーコンピュータを活用した研究開発及び産業利用促進のための技術支援
- (3) 次世代スーパーコンピュータの研究成果等に関する普及啓発
- (4) 次世代スーパーコンピュータの産業利用に関する調査研究の実施
- (5) 次世代スーパーコンピュータの利用推進を図るためのネットワークの形成
- (6) 高度計算科学研究支援センター（仮称）の管理運営
- (7) 独立行政法人理化学研究所の研究開発活動との連携推進
- (8) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 賛助会費
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、兵庫県知事の承認を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に替えて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及び収支予算は、事業年度開始前に理事会の議決により定める。

(事業報告及び収支決算)

第11条 この法人の事業報告及び収支決算は、事業年度終了後3月以内に、その年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第12条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員等

(会長及び副会長)

第13条 この法人に、会長及び副会長を置くことができる。

2 会長及び副会長は、理事会において推薦し、理事長が委嘱する。

3 会長及び副会長は、この寄附行為に別に規定するもののほか、この法人の特に重要な事項について、意見を述べる。

(役員の種類及び選任)

第14条 この法人に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 2人
- (3) 専務理事 1人
- (4) 常務理事 2人
- (5) 理事 6人以上15人以内(理事長、副理事長、専務理事及び常務理事を含む。)

(6) 監事 2人

- 2 理事及び監事は、理事会において選任する。
- 3 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選による。
- 4 第1項にかかわらず、副理事長、専務理事及び常務理事は業務の都合により、置かないことができる。
- 5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、会務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代行し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、常務を統括するとともに、理事長及び副理事長に事故があるときは、その職務を代行し、理事長及び副理事長が欠けたときは、その職務を行う。
- 4 常務理事は、常務を処理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 6 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第17条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会及び評議員会において、理事現数及び評議員現数のそれぞれ4分の3以上の同意により解任することができる。この場合において、その役員に対し、理事会及び評議員会において議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第18条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。

(顧問)

第19条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の運営に関する重要な事項について、理事長に対して意見を述べ、又は助言することができる。

(委員会)

第20条 この法人に、委員会を置くことができる。

2 委員会は、この法人の運営及び業務に関して必要な事項を調査研究し、又は審議する。

3 委員会の委員は、理事長が委嘱する。

(賛助会員)

第21条 この法人に、賛助会員を置くことができる。

2 賛助会員は、この法人の目的に賛同し、その発展を援助するために入会した個人又は団体とする。

3 前2項に掲げるもののほか、賛助会員について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(事務局)

第22条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第4章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第24条 理事会は、この寄附行為に別に規定するもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事現在数の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は、速やかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第26条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第28条 理事会の議事は、この寄附行為に別に規定するもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決する。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項に

ついて、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席理事のうちからその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第31条 この法人に、評議員6人以上15人以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。
- 3 第16条から第18条までの規定は、評議員について準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。
- 4 役員及び評議員は、相互に兼ねることができない。

(評議員会)

第32条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 評議員会の議長は、評議員の互選による。
- 4 評議員会は、この寄附行為に別に規定するもののほか、次に掲げる事項について、理事長の諮問に応じ、審議し、助言する。
 - (1) 基本財産の処分に関すること。
 - (2) 寄附行為の変更に関すること。
 - (3) 解散及び残余財産の処分に関すること。
 - (4) その他この法人の運営に関する重要な事項

5 第25条第3項及び第27条から第30条までの規定は、評議員会について準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 33 条 この寄附行為は、理事会において、理事現在数の 4 分の 3 以上の同意を得、兵庫県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第 34 条 この法人は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定によるほか、理事会において、理事現在数の 4 分の 3 以上の同意を得、兵庫県知事の許可があったときに、解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を経、兵庫県知事の許可を得て、兵庫県、神戸市又はこの法人と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

第 7 章 雑則

(委任)

第 35 条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この法人の設立当初の会長、副会長及び役員は、第 13 条第 2 項、第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによるものとし、役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日までとする。
- 2 この法人の設立当初の評議員は、第 31 条第 2 項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによるものとし、その任期は、第 31 条第 3 項の規定により準用する第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 10 条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 12 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この寄附行為の変更は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。